

令和6年度第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会 議事録

日時：令和6年9月9日（月） 14：00～15：10

場所：トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館） 第1会議室

○ 事務局（才川子育て支援担当課長）

それでは、それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度岩手県子ども・子育て会議支援計画部会を開会いたします。

私、子ども子育て支援室、子育て支援担当課長の才川と申します。

しばらくの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数6名中6名全員であり、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第五条第4項において準用する第4条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承願います。

さて、今年度策定する次期、岩手県いわて子どもプラン、及び第三期岩手県子ども・子育て支援事業計画の策定方針について、7月10日に開催した、第1回岩手県子ども・子育て会議において、ご意見をお伺いしたところですが、この支援計画部会におきましては、第三期、岩手県子ども・子育て支援事業計画についてご協議をお願いすることとしております。

子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども子育て支援法の提供体制の確保、その他、子ども子育て支援の業務の円滑な実施について定める計画であり、次期計画には、新たに放課後児童対策に関する事項を追加することとしております。

県では、いわて県民計画（2019～2028）、第2期アクションプランにおいて、自然減、社会減対策を重点に掲げ、性別にかかわらず、誰もが活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなど、ライフステージに応じた支援や、移住・定住施策の強化に取り組むこととしており、当部会でご協議いただく、第三期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画につきましても、この取り組みを推進する計画となるよう策定し、進めて参りたいと考えておりますので、皆様にはそれぞれの分野の立場から、忌憚のないご意見をいただければと考えております。

次に、本日まで出席者の紹介につきましては、岩手県子ども・子育て会議委員の中からの選出となりますので、お手元に配布しております出席者名簿をもって代えさせていただきます。

次に、次第の3（1）会長、副会長の選出についてお諮りいたします。

支援計画部会の委員につきましては、7月10日に開催されました令和6年度第1回岩手県子ども・子育て会議におきまして、大塚会長よりご指名をいただいたところです。

部会の会長及び副会長は、条例の第五条第4項の規定を準用し、第三条第1項の規定により、委員の互選によることとされているところですが、差し支えなければ、候補者について、事務局からご提案させていただきますのですが、いかがでございましょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 事務局（才川子育て支援担当課長）

それでは、事務局といたしましては、会長は、岩手県立大学社会福祉学部教授、高橋聡様に、副会長は岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会、元居桂子様それぞれご就任をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ **各委員**

異議なし。

○ **才川子育て支援担当課長**

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、会長を高橋委員に、副会長を元居委員にお願いすることといたします。

どうぞよろしく願いいたします。それでは、高橋会長、会長席にご移動をお願いいたします。

次に、次第の「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2020～2024）の進捗状況について」に入ります。

岩手県子ども・子育て会議条例第5条第4項において準用する第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、以降の進行を高橋会長にお願い申し上げます。

○ **高橋会長**

はい。今、会長に就任しました高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

この支援計画部会を今年度3回行うということですが、この進め方については、これからの説明の中でも出てくると思いますが、3回の会議で第3期この子ども・子育て支援事業支援計画について検討していくということになります。今日は、現行の計画についての報告と、それを踏まえて、新しい計画に関するたたき台を提示していただき、それに関して、皆様から色々意見を出していただく、そういう会だというように理解しております。

ですので、進め方としましては、今回はいろんな方向から意見を出していただく。

その上で、次回、それに基づいた案を検討するという、そして最終回にそれに基づいて計画の完成をはかるという、そういう流れだということになっております。

ですので、今日の時点では、まず今の現在の計画の進行中でありまして、それについて順次理解をしていただき、そして次に向かって、必要な材料としていくと、そのように進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、この議事に入りたいと思っております。

現行の計画の2020年から2024年までの進捗状況について、説明をお願いいたします。

○ **事務局（目時主任主査）**

（資料No.1「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2020～2024）の実施状況」により説明）

○ **高橋会長**

はい、ただいま、現行計画の進捗状況についての報告がありました。

何かこれに対するご質問ありましたらよろしく願いします。よろしいですか。

それでは特に質問はないようですので、進みたいと思っております。

では、4の議題に入らせていただきたいと思います。

4の「第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画素案について」ということで、これは今年度のメ

インの議題ということになります。

資料が配布させていただいておりますので、これに基づいて説明をお願いいたします。

なお、説明の後に委員の皆様方からご質問、ご意見を伺いますけれども、もう慣れてらっしゃる方はもう言うまでもないことかと思いますが、これは行政計画として求められておりますので、委員の皆様方のそれぞれの方向からのご意見が、果たしてどの計画のどこの場所に当てはまるのかというのは、すぐに分かりにくいような場合もあるかもしれませんが、そういう場合もあってもご遠慮なく。

この計画と直接の関係が必ずしも明確でなくても、重要だと思って答えていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは資料の説明をお願いいたします。

○ 事務局（目時主任主査）

（資料No.2「第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について」

資料No.3「第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画骨子について」により説明。）

○ 高橋会長

はい、ご説明ありがとうございました。

だいぶ分量が多い説明でしたので、順番通りはちょっと難しいと思いますので、お気づきのところから結構ですので、皆さん、ご質問や、あるいはご意見お願いします。基本的に、この今回の素案の作り方のスタイルとしては、社会の色々な変動が、国レベルでは、基本方針として出ているわけですので、それを踏まえて、現行のものを修正していくという形になっております。

そういう形では理解しやすいと思いますが、場合によっては、それ以外のやつも必要かもしれませんので、ここで今、修正の部分の文言そういうものに対する質問等での結構ですし、あるいは皆さんの観点からのものでも構いません。どうぞ皆さん、いかがでしょうか。

はい、今西委員お願いします。

○ 今西委員

9の「教育・保育情報及び特定教育・保育施設の設置者等経営情報の公表」というところですけども、この中身に関して、どこまで公表することが義務づけられるのか、求められるのでしょうか。

例えばその会計までだとか、定款だとか、役員名簿など、色々あるだろうと思いますが、どこまで求められるか教えていただけますか。

○ 事務局（目時主任主査）

そうですね。

公表される情報につきましては、まだ正式には確定していない状況ですけども、収支計算書でしたり、職員給与の状況等、こちらについての報告、届出を求めるといった内容になっております。

例えば、モデル賃金ですとか、あと人件費比率ですとか、こういったものが想定されているとのことです。

○ **今西委員**

それは県の方のホームページなどで公表されるっていうことで解釈してよろしいのでしょうか。

○ **事務局（目時主任主査）**

県のホームページにおきましては、施設名、住所等の基本情報のみを掲載しておりまして、詳しい経営情報の公表につきましては、国でシステム開発しております「子ども・子育て支援情報公表システム」で公表していくことになります。

○ **今西委員**

はい、ありがとうございます。

○ **高橋会長**

はい。他にありましたらお願いします。はい、芳賀委員。

○ **芳賀委員**

はい。すいません。

3の「放課後児童対策の推進」のところですけども、見直し案に「公的な放課後の居場所づくりを推進します」とありますが、『公的な』に含まれる居場所、『公的の意味』といいますか、たくさんの民間でやられているところもあると思うんですけど、範囲を聞かせてください。

○ **事務局（才川子育て支援担当課長）**

こちらの公的な放課後の居場所につきましては、保健福祉部と教育委員会との連携により県の「放課後の子どもの居場所の推進方針」というのを策定しておりまして、その中で、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育ですね、放課後児童クラブと、それから放課後子供教室、大槌町でいう OLAI（大槌町こども教育センター）、それから吉里吉里学園でやられているものもそうなりますけども。

放課後子供教室、そして児童館、この3つの公的な放課後の居場所のいずれかが、小学校区に設置されているようにしたいということで、基本的にはすべての小学校区に放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館のいずれかの公的な居場所づくりを目指しているものでございます。

○ **芳賀委員**

県内には、その公的っていうものじゃない、業者がやっている場所もあると思うんですけど、それは数としてはここには入ってこないのですか。

○ **事務局（才川子育て支援担当課長）**

今回の子ども・子育て支援事業支援計画につきましては、あくまで公的なサービスとして実施する分の目標値を定める計画になりますので、こちらの計画の中には、公的なサービスについて記載をいたしますけれども、実際には、様々な民間団体や、或いは教育保育施設で自主的に行われているような、放課後の子どもの居場所づくりの取り組みなどもございますので、そういった民間、実際の放課後の子どもの居場

所としてはそういった民間との連携も含めて、子どもの居場所を確保していくことが望ましいとは考えております。

ただ、計画の中にはあくまで公的サービスに関する計画ですので、公的サービスについて記載をすることとなります。

○ 高橋会長

今の件ですけど、計画の作り方として、両方あると思うんですね。そういう公的なものと、民間のものを、しかも民間と言ってもいろいろな民間があると思いますけども。

全体像を示した上で、その中での公的なサービスについて述べるというやり方もあれば、この計画は公的なサービスだから、もうだから公的でものを書きますと。全体像はもっと広げたいけれども、ここでは入えませんという2つのスタンスがあるということですが。

それは望ましいかどうかであると思います。直接この計画で責任を持つのは公的なサービスなわけですけども、全体像については、示す必要はないのかというようなこともあるのかと思います。

いかがでしょうか。

○ 事務局（才川子育て支援担当課長）

それで、今回の子ども・子育て支援事業支援計画につきましては、あくまで子ども・子育て支援事業に関するサービス計画になりますので、公的なサービスを中心に記載することになりますけれども、この子ども・子育て支援事業支援計画のマスタープランとして、いわゆる、「いわて子どもプラン」を策定、今年度同時に策定をすることになっております。

これにつきましては、皆様もご出席される、今度18日に第2回開催をいたします子ども・子ども会議において、「いわて子どもプラン」についてご検討いただきますが、その中でもう少し広い意味での子どもの居場所づくりという観点で記載をすることになるはずですが、例えば、こども食堂なども含めたですね、子どもの居場所づくりというような、公的サービスに限らない政策については、マスタープランである、もう少し大きい範囲を包括する「いわて子どもプラン」に記載をして、こちらについてはその中でも公的なサービスについて、部門別計画として規定していくというような整理になっています。

○ 高橋会長

よろしいですか。大丈夫ですか。

○ 芳賀委員

はい。法的な意味はわかりました。

では、意見というか、思いとして、これから5年間の計画になるので、すごく5年のスピードってすごいと思うんですね。

その子どもの居場所、学童というところで、保育所の定員割れがどんどん加速している中で、いろいろな園さんから、学童をやりたいとか、卒園した園児を1年生だけでも預かりたいけど、という話を何園かの園長先生から聞かれることがあるんですけども、そういったこの時代に入っていくかなと。

幼保小との接続の部分で、1年生の生活を卒園させる園も分かっている、連携が取りやすくなる。保育

所とか幼稚園の空き教室とかを利用して居場所づくりをするのも、これからの時代、必要かなと感じ取っていたので、参考までに。

○ 高橋会長

ありがとうございました。他にありましたら、挙手をお願いします。

○ 今西委員

10の(2)、「仕事と子育ての両立のための基盤整備」というところになりますが、今、こども家庭庁では、子どもが真ん中ということの主眼にして、子どもの視点に立ったその生活支援ということを考えているかと思うのですが、これを見ると、あくまでも保護者の目線に立った施策のような感じがするんですね。

特に仕事と子育ての両立って何をもって両立と言っているのか。例えばですね、私のところは認定こども園をやっているわけですが、制度上、7時から19時まで集まるわけですね。そしたら子どもと一緒に親が過ごす時間はせいぜい2時間ですね。それが果たして仕事・子育ての両立と言えるのかどうかなのか、ということ考えた場合に、もう少し子どもと一緒に過ごす時間を設けるということになると、これは企業の協力を得ないとなかなか難しいと思うんです。

やっぱ子どもを持っている親は、例えばもう3時には退勤して子どもと一緒に過ごさない。

そういったことじゃないと、なかなか仕事と子育ての両立という意味合いが出てこないと思うんです。仕事と子育ての両立とは、どういう視点で言っているのかお聞かせいただければと思います。

○ 事務局（才川子育て支援担当課長）

この子ども・子育て支援事業支援計画における仕事と子育ての両立支援というと、保護者の方の就労と、それから子どもの育ちを両立させるために、どちらかといえば、保護者が就労している間に、子どもを預かるようなサービスという面での、保護者の子育てを支援するためのサービスというようにところに重点が置かれる計画になりますけれども、先ほども申し上げましたこれの1つ上のマスタープランになります「いわてこどもプラン」につきましては、国の新しい大綱に基づいて、子ども中心の考え方を盛り込んだ、もう少し大きい意味での仕事と子育てのワークライフバランスを含めた仕事と子育ての両立なども盛り込んだ、もう少し大きい理念的な計画になってまいります。子どもプランの策定にあたっては、アドボカシーとかも必要になってまいりましたので、お子さんの意見を聞く機会も持って、お子さんの視点も含めた計画づくりを進めることになっております。

大きな意味でのお子さんのご意見も含めたこのマスタープランの考え方に基づいて、こちらの方は、仕事をされている保護者の方を支援するために、お子さんをどのように支援をしていくかという観点でのサービスの計画ってということで、策定を進めていくものとなっております。

○ 今西委員

ということは、来年の計画からは、子どもの意見を踏まえた、そういった施策を加えていくと考えておいででしょうか。

○ **事務局（才川子育て支援担当課長）**

大きな意味で、いわて子どもプランの方には、そのお子さんの意見を踏まえた県の施策が規定されて、それに基づく具体的なサービス部門の計画をこちらの方で作ってまいります。

○ **高橋会長**

他にもありましたらお願いします。元居委員お願いします。

○ **元居委員**

はい。書いてあったら申し訳ないですけども、確認したいです。

私が住むところは、多分、待機児童が多いところだと思うんです。なので、今、3歳の子どもがいますが、保育園も無理だと言われましたし、学童も3ヶ所ありますが、どこもいっぱい、1年生から働いて入るのは難しいと言われ、夏休みだけの受け入れも今年から無しになってしまい、学童が使えないから働けない、働き方を考えなければいけないという方がすごくいっぱいいるんです。

ただ他の地域から転入した方の話を聞くと、子どもを出産して上のお子さんは保育園だけでも、育休の間も空いているから使っていいよと言われて、使ってゆっくり休めましたとか言っているお母さんもいるし、地域によってすごい差があるなと思うんですけど、市町村の意見を聞くという場所に行って話してもなかなか通じないというところがあって、そういう地域のバランスというのは、今度の計画でどのような形で調整に入るのか、それともただ、まず、一律にやっていくのか。

どのように進められているのかなど。

○ **事務局（才川子育て支援担当課長）**

まず、現在の状況からお話をしたいと思います。保育所や認定こども園については、速報値になりますが、今年の4月1日現在の県内の待機児童は、22人になっております。この22人が県内全体にばらけて存在しているわけではなく、3市町村、県内で3市町村のみで、22人の待機児童が生じており、それ以外の30市町村については、概ね利用定員に比べて、実際に利用されているお子さんの数の方が少ない、要は定員割れをしている状況になります。3市町村に限って、待機児童が発生しているという状況です。

それから、学童も速報値になりますけれども、今年の5月1日時点で待機児童が発生しているのは5市町村のみとなっております。なので、地域的に若干ばらつきがある状況でございますので、待機が全市町村にわたって発生しているというような状況ではないということでございます。

委員がお住まいの市町村においては、もしかしたらこの市町村に該当しているのかもしれませんが。そうした状況ですので、これから市町村も県の計画づくりと同じように、それぞれの市町村でどれだけの保育なり、学童にニーズがあって、それに対してどれだけの定員を確保していくのかを今年度、県と同時並行で市町村の計画を作っていきますので、その中で、待機児童をどうやって解消するのかそれぞれの市町村で検討していくことになります。

ただ、市町村を跨いで、例えば、隣の市町村の保育所に入所しているケースも実際にはあるんですけども、基本的にはやはりお住まいの市町村の中で完結されることが望ましいので、そういったその待機児童をどのように解消していくかということも、これから市町村と一緒に考えていかなきゃいけないところだと思っています。先日も待機児童が発生している市町村と県とで意見交換とかもしたところで

ございますので、そういった意見交換の中でも、その市町村のご意見も踏まえて、基本的には市町村に解消していただくんですけど、市町村が解消するために、県がそれに対してどういうサポートができるのかということも含めて今回、素案をまとめさせていただいたところがございますので、そういったところで県と市町村が連携して、必要なサービスがどこの市町村に行っても受けられるような形で進めて参りたい、と考えております。

○ **高橋会長**

今、元居委員がおっしゃったのは、待機児童に限りませんが、市町村間でかなり状況が大きく違うというタイプの事柄について、全県的な計画でいかに扱うかという質問かと私は思うんですけども。

ですから今のお話だと、必ずしも計画の枠組みの中で対応しないと聞こえるんですが、そうとも限らないのではないのかなと。すなわち、そういう状況として、待機児童というのはかなり全体的な傾向と個別的な傾向に大きな差があるテーマの1つですので、やはりそういうものは、それなりの扱い方もあるかとは思いますが、今、課長がおっしゃったように、計画というよりも各市町村が計画を立てていくことを、推進していく中で考えていくということでしょうけれども、しかしまだやっぱり今のような問題意識が増えていくということも言えるんじゃないかと、これは私の意見としてもあると思います。

はい。他にありましたらお願いします。はい、今西委員。

○ **今西委員**

施設の整備の事に関してですけども、実際、実用利用定員がかなり上回っていても、これからもこども園の整備も継続してやっていくという理解でよろしいでしょうか。

○ **事務局（目時主任主査）**

必要に応じて実施していくということになるんですけども、こども園の整備につきましても、完全に新築するという形のものより、例えば、2つを統合して1つにするとか、今の園を改修するといった類なものも含めて、整備に入っております。

○ **今西委員**

例えば、私学助成園が認定こども園の幼保連携型に移行したいと言ったら、それはOKだと解釈してよろしいですかね。

○ **事務局（目時主任主査）**

そうですね。そういうタイプもあります。

○ **高橋会長**

他いかがでしょうか。はい、橋本委員。

○ **橋本委員**

3ページのイの推進方策の右の方にある「特定教育・保育施設が災害発生時において～」に書いている

特定教育・保育施設や、あとその下の、「特定教育・保育施設における子どもの安全を確保するための虐待や児童性暴力」のところの「保育士等」のところに、放課後児童クラブについて含まれていないということでした。

子どもを預かる施設として、同じく、子ども達の安全を確保するという点で学童クラブも言葉が必要かなと思っているので、保育園、認定こども園等のみならず、学童保育もこういったものがあると良いなと思いました。

○ 事務局（才川子育て支援担当課長）

こちらについては、基本的には国の指針等で、特定教育・保育施設にこういった取り組みが義務づけられていることなどを踏まえまして、基本的には特定教育・保育施設に関する記載したものです。

それから、特定教育保育施設、保育所とか認定こども園については県に指導権限がございますので、県に指導権限がある部分について県計画に盛り込み、放課後児童クラブについては市町村に指導権限がございますので、基本的には市町村の計画の方に盛り込まれるべきものという整理で、こちらの記載には、放課後児童クラブについては、想定はしていないんですけれども、今の委員のご意見も踏まえまして、こちらの書きぶりについては少し検討させていただきたいと考えております。

○ 高橋会長

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

はい、今西委員。

○ 今西委員

子育て支援事業についてですけれども、利用者支援事業の中に、おそらく「こども誰でも通園制度」も入っていると思うんですけれども、来年からその全面実施になると思うんですけれども、どういう形の実施を考えたらいいか。

例えば、市であれば、1ヶ所どこかでも試行的にやればOKなのか、それとも全園でやらなきゃならないのか。そこら辺ちょっと不明確なところがあるので。

○ 事務局（才川子育て支援担当課長）

「こども誰でも通園制度」については、2段階で制度化されて参ります。来年度については、子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業ですね。1年間だけ、子ども子育て支援事業として実施をする。来年度については全市町村ではなくて、任意の実施になります。

再来年度、令和8年度からは、今度は全市町村でやらなければいけない事業となって参ります。来年1年間だけですので、先ほどのところ、括弧書きはあくまで例示ですけれども、「こども誰でも通園制度」については、例示はしないで「等」に含めております。1年間だけです。

令和8年度からは、今度は本格的に給付事業として実施をすることになります。

この事業の詳細がまだ国の方で検討中のございまして、県でもまだ詳細については把握できないんですけれども、おそらく全園でやらなければならないものということではないと思いますが、令和8年度から全市町村で実施をすることになります。令和8年度からは県の計画にも盛り込まなければならない

ことになりますので、「こども誰でも通園制度」については、令和8年度から盛り込む方向で、別途また来年度以降、検討をすることになると考えています。まだ国も詳細がまだ決まってないところですけども。

○ **高橋会長**

はい、ありがとうございます。他にありますでしょうか。
最初の方に聞いておりますけれども、よろしいですか。思い出したことがあれば。
元に戻るような話でも結構ですので、もし何かあればお願いします。

○ **今西委員**

幼保小連携のことについて、幼保小連携って非常に私は重要だと思っているんです。
その接続がうまくいかないと、なかなか子どもの育ちというのは最後まで、将来的に保障できないと考えているんですけども、現状段階として、小学校の校長先生方の理解がまだ不十分で、その話を持っていっても、校長によっては、「俺のここではしないよ」みたいなこと言う校長もおるので。そういうことじゃやっぱり困るので、そこら辺を行政主導でしっかりとその意識づけをしていただきたいなと思えますし、教育委員会に問い合わせても十分な理解をされてなくて、だから根づいていかないのが現状だと思っています。
そのことについて我々もいろいろ検証しているんですけども、実践的な段階になかなか進んでいけないと。その地域によってもものすごく差があるので、そういったところを均衡化する意味においても県が指導的な立場をとって各教育委員会に、通知をしていただければ。指導と言ったら、おかしいかもしれんけども、通知をしていただくような形でやっていければ、我々の方も、幼稚園、保育所の方も、小学校の方に話を持って行きやすいし、お互いそういう意味で共通理解を図れるんじゃないかなろうかと思えます。

○ **高橋会長**

ご意見でよろしいですか。

○ **今西委員**

はい。

○ **高橋会長**

他にいかがでしょうか。
今日、冒頭に申し上げました通りで、このたたき台に対して、いろいろと検証すべき点を挙げていただくということでしたので、特段これをまとめにかかるようなことは、今日の時点ではしません。
今出たことに関しては、我々各委員間でも整理し、それから事務局にも参考にしていただくということでお願いしたいと思います。
あと今日、前半の方の冒頭で、この計画はあくまでも公的なサービスの供給に関する計画なので、それに含まれない部分についてはマスタープランの方で、考えていくということもありました。
ですので、来週、親会議がありまして、私また出席できない予定なので、2回連続出席できないんです

けれども、もしそちらの方でも、関連のことについて、この部会では聞きにくいかもしれないけれども全体の方では聞きやすいということもあるかもしれませんので、そちらの方も含めて、皆さんにお願いしたいと思います。

では特になければ、今日の議題はここまでで閉じさせていただきたいと思います。
ありがとうございました。

議事としては以上でありますけど、その他で何か委員の皆さん、或いは、事務局の皆さんからご質問ですか。よろしいですか。

それではですね、議事は以上とさせていただきます。
それでは、事務局の方にお返しいたします。

○ 事務局（才川子育て支援担当課長）

高橋会長ありがとうございました。

本日は長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上で、令和6年度第1回岩手県子ども子育て会議、支援計画部会を終了いたします。

次回、第2回の支援計画部会は11月に開催を予定しております。

改めてご連絡させていただきますので、ご出席についてよろしくお願ひいたします。

また、別途お知らせしているところですが、今年度第2回岩手県子ども・子育て会議について、今月18日に開催することとしております。

ご出席予定の委員の皆様は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日はありがとうございました。